

# 教育職員等による 児童生徒性暴力等の防止等に関する 法律について

島根県教育庁学校企画課  
企画人事スタッフ  
令和7年8月作成

# はじめに

1. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
2. 児童生徒性暴力等発生時の対応
3. 警察への通報について
4. 教職員の懲戒処分について
5. 児童生徒性暴力等の未然防止等の対応について
6. 児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」について
7. 相談窓口について
8. 関連資料について

# 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 (教育職員性暴力等防止法) (令和4年4月1日施行)

- 第一条 目的
- 第二条 定義
- 第三条 児童生徒性暴力等の禁止
- 第四条 基本理念
- 第八条 学校の設置者の責務
- 第九条 学校の責務
- 第十四条 児童生徒等に対する啓発
- 第十七条 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置
- 第十八条 教育職員等による児童生徒性暴力等に対する措置

※以降、法条文の一部を抜粋して説明

# 第一条 目的

- ・児童生徒性暴力等の禁止について定める
- ・児童生徒性暴力等の防止等に関する基本理念等を定める
- ・児童生徒性暴力等の早期発見及び対処に関する措置を定める
- ・教育職員免許法の特例等について定める



児童生徒等の権利利益の  
擁護に資することを目的とする

## 第二条 定義

### 学校とは

- 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園

### 児童生徒等とは

- 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
- 18歳未満の者

※他校の児童生徒、元児童生徒も含まれる

## 第二条 定義

### 児童生徒性暴力等とは

- ・児童生徒等に性交等をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること
- ・児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること
- ・**刑法第182条の罪（16歳未満の者に対する面会要求等）**、児童買春、**児童ポルノ法**に係る行為
- ・児童生徒等に次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなもをすること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること
  - ✓衣服の上から又は直接に性的な部位その他の身体の一部に触れること
  - ✓通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること
- ・児童生徒等に対し、**性的羞恥心を害する言動**であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを作ること

# わいせつな行為

- ・「わいせつな行為」とは、性欲を刺激し、羞恥心を害する行為全般
- ・刑法176条 不同意わいせつ罪
  - ✓被害者が同意していないにもかかわらず、体を触ったり、自己の性器を触らせたりするなどのわいせつな行為を行うこと
  - ✓「暴行又は脅迫」といった手段によらず、**同意を得ずに行った場合に成立**
- ・不同意わいせつの具体例
  - ✓街中で見知らぬ相手に突然抱きつく
  - ✓体を触る、キスをする
  - ✓裸の写真を撮影する
  - ✓性器を触らせたりする

# わいせつな行為

- 不同意の状況

- ✓ 暴行又は脅迫を加えること
- ✓ 心身の障害に乘じること
- ✓ 意識がはっきりしない状態にあることを利用すること
- ✓ 同意しない意思を形成したり表明したりする時間を与えないこと
- ✓ 過去の虐待が原因で感じた無力感や恐怖心によって抵抗できない状態にすること
- ✓ 経済的・社会的地位に基づく影響力により不利益が生じることへの不安から抵抗できない状況にすること
- ✓ 性的な行為でないと誤信させたり、人違いをさせること、又は相手がそのような誤信をしていることに乘じること
- ✓ 16歳未満の子どもに対してわいせつ行為を行うこと（同意の有無にかかわらず犯罪が成立）

# わいせつな行為

- ・わいせつ行為となり得る可能性のある行為
  - ・抱きつく、ハグをする
  - ・頭をなでる、膝に手を置く、肩や腰に手をまわす
  - ・服を脱がす、脱がせる
  - ・服の中に手を入れる
  - ・性的好奇心をそそるような写真や動画を撮影する、見せる
  - ・異性が更衣中の更衣室に入室する

教育職員として、  
児童生徒等はもとより、同僚や保護者その他の人に対し、  
緊急時を除いて安易に体に触れたり、撮影したりすることのないよう、  
日頃から自身を含めて同僚教職員の言動に注意すること。

# 面会要求罪（刑法182条）

- 面会要求罪とは
  1. わいせつの目的
  2. 被害者が16歳未満
  3. 以下のような行動で、面会を要求
    - ◆威迫、嘘をつく、又は誘惑
    - ◆拒まれたのに、何回も会うことを要求
    - ◆金銭やその他の利益を与えたり、与えることを約束



面会要求罪が  
成立

- 具体的な事例
  - 児童生徒等に「キスをしたい、結婚したい、一緒に寝たい」などとSNS等でメッセージを送ったり話したりする
  - 児童生徒等に「一緒に遊びに行こう、旅行に行こう、休日に会いたい」などと誘う
  - 実際に児童生徒等を私的につれ出す → 誘拐罪が成立

児童生徒等の同意や誘いがあったとしても成立する犯罪

# 児童ポルノ法

- 児童ポルノとは
  - ✓ 18歳未満の者のわいせつな画像や動画
- 児童ポルノ法違反とは
  - ✓ 自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持、提供、製造した場合等
- 児童ポルノ法の具体的な事例
  - ✓ SNS等を使って児童生徒等にわいせつ画像や動画を求める
  - ✓ 学校における活動で、児童生徒等のわいせつ画像や動画を撮る
  - ✓ 児童生徒等の画像や動画を使ってわいせつな画像や動画をつくる

# 盗撮罪

- 盗撮罪とは
  - ✓撮影対象者の同意なく、撮影する行為
- 盗撮罪の処罰根拠
  - ✓性的姿態撮影等処罰法（撮影罪）
  - ✓島根県迷惑防止条例
- 具体的な事例
  - ✓更衣室やトイレにカメラ等を設置した
  - ✓通常衣服で隠されている下着又は身体を撮影した
  - ✓スマートフォンをスカートの中に差し向けた
  - ✓撮影の対象者に気づかれないようにひそかに撮影した

# 性的羞恥心を害する言動

- 性的羞恥心を害するとは

- ✓ 望んでいないのに性的に恥ずかしいと感じる気持ちを起こさせ、精神的な平穏を乱す行為  
(刑法でいう「わいせつ」な行為には至らない場合を含む)

- 具体的な事例

- ✓ 児童生徒等にSNS等でわいせつな写真や動画を送付
  - ✓ インターネット上に児童生徒等のわいせつな写真や動画を掲載
  - ✓ 児童生徒等に直接又はSNS等で卑猥な言葉を相手に伝える
  - ✓ 児童生徒等に「キスをしよう、一緒に寝よう、部屋（自宅）に来て、抱きしめたい」などと伝える

### 第三条 児童生徒性暴力等の禁止

教育職員等は、  
児童生徒性暴力等をしてはならない。

- 教育職員等が、児童生徒等に対し「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行うことは、言語道断

公立学校において性犯罪・性暴力等により懲戒処分を受けた者 R5：320人 (R4：241人)  
うち、児童生徒等に対する性犯罪・性暴力等により懲戒処分を受けた者 R5：157人 (R4：119人)

## 第四条 基本理念

- ・児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関する重大な問題であるという基本認識
- ・学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶する
- ・被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護する
- ・教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由となり得る行為であるのみならず、**適正かつ厳格な実施の徹底**を図る
- ・国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携

## 第八条 学校の設置者の責務

- 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

## 第九条 学校の責務

- 学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組む
- 児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 第十四条 児童生徒等に対する啓発

- ・何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことを、児童生徒等に対して周知徹底
- ・教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して保護及び支援が行われること等について、児童生徒等に対して周知徹底

# 第十七条 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置

- ・児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる
- ・通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずる

## 第十八条 教育職員等による児童生徒性暴力等に対する措置（相談に応じる者の措置）

- ・児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合等において、性暴力等の事実があると思われるときは、学校又は学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるものとする
- ・犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報するものとする
- ・犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法の定めるところにより告発をしなければならない

## 第十八条 教育職員等による児童生徒性暴力等に対する措置（学校の措置）

- 学校は、通報を受けたときその他性暴力等を受けたと思われるときは、直ちに学校の設置者に通報するとともに、事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を学校の設置者に報告する
- 学校は、性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずる
- 学校は、犯罪があると認めるとときは、直ちに、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない

# 児童生徒性暴力等発生時の対応

- ・児童生徒等や保護者から性暴力に係る相談があったとき
  - ✓ 事実があると思われるとき → 学校の設置者へ通報 → 警察へ通報（相談）
  - ✓ 犯罪の疑いがあると思われるとき → 警察へ通報
  - ✓ 学校の設置者の対応方針・指示に従い、事実確認
  - ✓ 被害児童生徒等の保護、保護者への状況説明
  - ✓ 警察との連携
  - ✓ 加害教職員を隔離させ、事実確認、その後の自宅待機の指示
  - ✓ 情報漏えいのないよう情報の管理
- ・被害児童生徒等の保護
  - ✓ 最小限の聞き取り（同性が実施）（詳細な聞き取りは司法面接）
  - ✓ プライバシーに最大限配慮（学校内での情報共有の範囲の確認）
  - ✓ 児童生徒等や保護者に対する丁寧な説明
  - ✓ 子ども安全支援室との連携
  - ✓ カウンセラーによるカウンセリング
  - ✓ 加害教職員との隔離
  - ✓ 学校生活の安心安全、学習権の確保

「学校危機管理の手引」等により対応を確認

# 児童生徒性暴力等発生時の対応

- ・その他
  - ✓児童生徒性暴力は懲戒処分の対象（懲戒免職）
  - ✓学校の対応により、児童生徒等及び保護者の信用、信頼を損なわないよう注意が必要
  - ✓全校集会、保護者会の開催（**被害児童生徒及び保護者の同意が必要**）
  - ✓報道機関等への対応
  - ✓再発防止策の検討、実施

# 警察への通報について

- 犯罪の疑いがあると認められるとき → 速やかに警察へ通報
- 犯罪があると認めるとき → 直ちに警察へ通報
- 警察に通報する際には
  - ✓ 被害者、保護者の同意は必要ないが、**丁寧な説明により同意を得る**
  - ✓ 通報とは相談も含まれる（疑いがあるかどうか、被害者等は公表されることを望んでいない、なども伝えることができる）
  - ✓ 保護者、学校、学校の設置者からの通報ができる

# 教育職員等の懲戒処分について

児童生徒性暴力等及びわいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例）

	行為等の様態	基準
1	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行った教職員	免職
2	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給又は戒告
3	所定の手続きを経ず、又は私的な内容について、児童生徒とソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や電子メールによるやり取りを行った教職員	戒告
4	所定の手続きを経ず児童生徒を自家用車等に同乗させ、又は教育上真に必要でないにもかかわらず学校内外で児童生徒と1対1となる密室空間を作り出した教職員（緊急時等やむを得ない場合を除く。）	戒告
5	3又は4の行為を繰り返し行った教職員並びに3及び4の行為を合わせて行った教職員	停職又は減給

# 児童生徒性暴力等の未然防止等の対応について

1. 校内研修等の機会を通じて、教育職員等に対する啓発を計画的に実施
2. 児童生徒等自身が被害を予防できるよう、啓発・周知を徹底
3. 児童生徒性暴力等の防止・対処に關し必要なルール（SNS等によるやり取りの制限等）や取組を整理・周知
4. 他の児童生徒等や教育職員等の目が届きにくい環境となる場面を可能な限り減らすよう、執務環境の見直しや組織的な教育指導体制の構築等
5. 児童生徒等に対して、早期発見のためのアンケート調査等の定期的な実施
6. 事案が発生した際の対応方針について、あらかじめ整理

# 児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」

さわらない

- ・児童生徒等に対して、指導に不必要的身体接触は行いません

送らない

- ・児童生徒等に対して、個人的なメール・SNS等の送信はしません

二人きりにならない

- ・児童生徒等と閉鎖的な状況で指導・対応を行いません

児童生徒等と教員との交際関係は成立しません

# 相談窓口等について

- 性暴力や性被害などについて電話相談できる窓口
  - ✓ 性暴力被害者支援センターたんぽぽ 0852-25-3010 又は #8891
  - ✓ しまね性暴力被害者支援センターさひめ 0852-28-0889
  - ✓ 性犯罪被害相談窓口（性犯罪110番） 0120-110-267 又は #8103
- いじめの問題や心の不安などを含め、LINEで気軽に相談できる窓口
  - ✓ しまね子どもSNS相談「相談してみるにゃ！」  
(令和7年4月8日～令和8年3月31日) (毎日17:00～21:00受付)
- いじめの問題や心の不安などについて24時間無料で電話相談できる窓口
  - ✓ いじめ相談テレfon 0120-779-110
  - ✓ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

# 関連資料について

1. 教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けた総合対策（島根県教育委員会）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/seibouryokukonzetu/>
2. 島根県児童生徒性暴力等対策協議会について  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/seibouryokutoutaisaku.html>
3. 不祥事防止のための校内研修用事例集（島根県教育委員会）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/kyosyokuinfukumu/fushojiboshi.html>
4. 教職員の懲戒処分及び公表の指針（島根県教育委員会）  
<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docNE1107003FB510347b1aca0935ed5b138d824dc7f4842cd56267d7ce5815dbf94872e512ebef2>
5. ハラスメントの防止について（島根県教育委員会）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/iinkai/hukumu/boushi.html>
6. 学校危機管理の手引（島根県教育委員会）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/anzen/anzen/anzenkeikaku.html>
7. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)